6 件

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回の	あっ	せん	等0	つ概要
----------------	----	-----	----	----	----	-----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月26日から35年1月30日まで

② 昭和36年6月1日から39年7月21日まで

申立期間①及び②については、脱退手当金を支給済みとされているが、 私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記 憶も無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年5か月後の昭和40年12月3日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間①及び②に係る事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿、被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立人の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 40 年 3 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②前後の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が4回の被保険者期間のうち、申立期間①及び②のみを請求し、申立期間②前後の2回の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年5月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月15日から49年7月1日まで 私は、昭和48年5月15日からA社の事業所に営業職として勤務してい たにもかかわらず、同社での厚生年金保険の被保険者資格の取得日が49年7月1日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、 厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、昭和 48 年 5 月 20 日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚は、「申立人は、自分の入社時には既にA社の事業所に勤務していた。」旨を供述していること等から、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。また、当時の複数の同僚からは、「A社では、入社時から厚生年金保険に加入させてくれ、試用期間は無かった。」、「A社では、申立人と同じ事業所に勤務していた。同社での厚生年金保険の加入日は、入社日と一致している。」旨の供述が得られたことから、当時、A社では、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたことが推認できる。

さらに、当時、申立人が勤務していたとされるA社の事業所での営業責任者は、「当時、運送会社を担当する営業職4人(申立人を含む。)の職務内容等に違いは無かった。」旨を供述していることから、申立期間において、申立人のみ事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと

は考えにくい。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 49 年7月のオンライン記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は平成3年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、保険 料を納付したか否かを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、仮に事業 主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被 保険者標準報酬算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの 機会においても、社会保険事務所(当時)は当該届出を記録していないとは 通常の事務処理では考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どお りの資格の取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人 に係る昭和48年5月から49年6月までの期間に係る保険料について納入の 告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履 行していないと認められる。

高知国民年金 事案 534

第1 委員会の結論

申立人の平成9年6月の国民年金保険料については、納付していたものと 認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和52年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月

私は、離職中は国民年金保険料を納付しなければならないと思い、事業所を退職した平成9年6月の国民年金保険料を納付書により金融機関で納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、金融機関で納付したと主張しているが、申立期間における保険料の納付時期及び納付場所に係る申立人の記憶は定かでなく、保険料の納付状況が特定できない。

また、申立期間は、既に基礎年金番号が導入されている期間であり、市町村の国民年金収滞納一覧表を見ても、オンライン記録と一致している上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 535

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から同年 3 月までの期間及び 63 年 6 月から平成元年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年2月及び同年3月

② 昭和63年6月から平成元年1月まで

私は、私の母親が、市町村役場で国民年金の加入手続を行うとともに、 毎月、金融機関で納付書により国民年金保険料を納付してくれていたにも かかわらず、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録における、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の新規資格取得処理日及び申立人の国民年金付加保険料納付申出日(平成5年9月20日)から判断すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年9月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間①及び②は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は、国民年金手帳の交付の有無及び保険料の納付金額等について記憶が明確でない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月20日から37年4月21日まで 申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱 退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無い ので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の健康保険の番号を含む前後の被保険者 100 人のうち、オンライン記録により、脱退手当金の受給要件を満たし、かつ申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後それぞれ3年以内に資格喪失している女性で、1年以内に厚生年金保険被保険者資格を取得していない28人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、20人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、そのうち14人が資格喪失日から7か月以内に脱退手当金が支給決定されており、当該被保険者の中には、「脱退手当金の請求は会社がしてくれた。」、「会社から書類が届き、脱退手当金をもらった。」旨を供述する者がいることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格 喪失日から約4か月後の昭和37年8月15日に支給決定されているなど、一 連の事務処理に不自然さはうかがわれず、申立人から聴取しても受給した記 憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情 は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月2日から37年10月25日まで 申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱 退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無い ので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和37年11月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがわれない。

また、申立人は、申立期間の事業所の退職時には再び勤務する意思を有していた旨を主張しているものの、その後に勤務した事業所における厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間とは別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年6月から21年1月まで

私は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、事業主の不正処理(二重帳簿)により、実際の標準報酬月額よりも(3万円以上)少なく記録されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が保管する給与台帳及び申立人が提出した給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、どちらもオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社からは、「給与から控除される厚生年金保険料が多くならないよう、休日手当や時間外手当が特に多い月(5月など)は、良かれと思って、給与明細書とは別に明細書を作成して渡していた。なお、給与から控除する厚生年金保険料は、あくまで給与明細書に記載された総支給額から算定された標準報酬月額に基づく額であった。」旨の供述が得られた。

さらに、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、申立人とほぼ同時期に資格取得し、かつ同職種である同僚の申立期間当時における標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額という事情は見当たらない上、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年5月23日から同年6月1日まで

私は、A社での厚生年金保険被保険者資格の取得日について、年金事務所の同事業所への指導の結果、平成20年6月1日から同年5月23日へ訂正されたにもかかわらず、既に2年以上経過していた申立期間の厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われない記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が提出した労働契約書等から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社での厚生年金保険被保険者 資格の取得日(平成 20 年6月1日)は、同事業所からの厚生年金保険被保 険者資格取得日訂正に係る届出に基づき、平成 23 年1月4日付けで訂正 (平成 20 年5月 23 日)されており、申立期間は、厚生年金保険法第75条 本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならない期間とされている。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。)に基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が 申立人から厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合とされ ているところ、A社が保管する賃金台帳(平成20年分)を見ると、申立期間 に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できることから、特例 法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。